事　務　連　絡

令和４年３月吉日

排水設備指定工事店　各 位

常滑市下水道課長

（ 公 印 省 略 ）

排水設備申請時における道路使用・占用許可申請書

取り扱いの改定について（通 知）

　日頃は、本市下水道事業にご協力いただきありがとうございます。

　標記の件について、下記のとおり改定しますのでお知らせします。

＜改定内容＞

排水設備工事における 道路使用許可申請書 及び 道路占用許可申請書 を

申請業者にて作成し、排水設備等（計画・計画変更）確認申請書の提出時に

併せて、提出することとする。

＜適用日＞

　令和４年４月１日から

＜その他＞

・申請書の様式、記載例は市ホームページに掲載してありますので、作成に

あたりご確認ください。

・提出部数は、それぞれ３部としてください。

・道路使用許可申請書に関して、給水工事と排水設備工事を同一路線で合わせて行う場合は、一体の工事として申請してください（水道課、下水道課それぞれに提出する必要はなく、どちらか一方に提出してください）。

連絡先　　常滑市建設部下水道課

管理チーム

TEL　0569-47-6124

FAX 0569-35-5642